

入居者への説明や適切な管理をお願いします！

集合住宅の竣工後の管理等について、近隣の住民の方から相談が寄せられるケースがあります。

地域住民のみなさんが、お互いに、安心して快適に暮らせるまちづくりの推進に向けて、新たに入居する方への説明等をお願いします。

1 入居者への事前説明について

集合住宅に住民が入居した後に、生活マナー等をめぐり、近隣住民の方々とトラブルが発生することがあります。

トラブル防止のために、入居される方に、次の項目について説明してください。

- ◆近隣路上における自動車や自転車の違法駐車のこと
- ◆大きな騒音等、近隣住民の方等に対して迷惑をかける行為のこと
- ◆入居者が使用のごみ集積場所や、排出日、分別ルールのこと

【自治会・町内会への加入について】

自治会・町内会は、近くにお住まいの方々の交流を深め、そこで起こる様々な課題を解決することを目的に自主的に組織された住民団体です。

地域の活動に参加することで、人を知り、まちを知ることができます。安全・安心で、笑顔があふれる地域をつくっていくためにも、自治会・町内会への加入をお勧めしています。入居者の方に、自治会・町内会に係る情報提供をお願いします。

◆自治会・町内会に関するお問合せ

〒231-0012 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎12階
横浜市 市民局 地域支援部 地域活動推進課 電話：045-671-2317

2 管理人の連絡先の掲示について

近隣住民の方が、集合住宅の管理等について相談するための連絡先が分からないケースがあります。管理人の方に、スムーズに相談できるように、近隣住民等が見えやすい位置に管理人の連絡先等を掲示してください。

※管理人の連絡先が分からない場合、近隣住民の方が登記等から建物所有者様のご住所を調べて連絡するなど、連絡に時間を要することが考えられますので、管理人の連絡先の掲示をお願いいたします。

(掲示例)

連絡先	
建築物の名称	●●●●●
管理人の住所、氏名、連絡先	(株)〇〇会社 045-〇〇〇-〇〇〇〇 横浜市中区本町6丁目〇番〇号

【このチラシに関するお問合せ】

〒231-0012 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階
横浜市 建築局 建築指導部 情報相談課 電話：045-671-2953